

令和 7 年 7 月 1 日

被保険者 各位

京都府建設業職別連合国民健康保険組合

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

平素は当組合の事務運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、現在交付している限度額適用認定証等の有効期限は、令和 7 年 7 月 31 日です。8 月以降も必要となる場合には、マイナ保険証を利用すると事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証等の更新申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

尚、紙の限度額適用認定証等が必要な場合には、所属支部で更新の手続きをしてください。[\(様式 31 号\)](#)

また、現在ご使用の限度額適用認定証等は、有効期限まで使用後、被保険者自身で細かく裁断する等、確実に破棄するか所属支部へ返還いただきますようお願いいたします。